

目 次

第一章 水道事業

1 水道法	1-1
2 給水装置の構造及び材質の基準	1-2
3 給水装置工事	1-3

第二章 指定給水装置工事事業者

第1節 指定給水装置工事事業者制度	2-1
第2節 指定給水装置工事事業者の責務等	
1 事業の運営に関する基準	2-1
2 指定の申請	2-2
3 指定の基準	2-3
4 指定の更新	2-3
5 市指定給水装置工事事業者証の交付	2-3
6 変更等の届出	2-4
7 主任技術者の選任等	2-4
8 給水装置工事主任技術者の立会い	2-5
9 報告又は資料の提出	2-5
10 指定の取消し	2-5
11 指定の停止	2-5
第3節 給水装置工事主任技術者等の役割と職務	
1 給水装置工事主任技術者の役割	2-6
2 給水装置工事主任技術者の職務	2-6
3 給水装置工事に従事する者の責務	2-6

第三章 手 続

第1節 指定事業者が施行する給水装置工事	
1 工事施行範囲	3-1
2 工事の種類	3-1
3 給水装置の所有者の考え方	3-1
4 完成した給水装置の引渡し	3-2
第2節 工事施行に伴う都への申込み（申請）手続等	
1 給水装置工事の施行承認	3-2
1.1 給水装置工事施行承認の意義	3-2
1.2 施行承認を要する工事	3-3
1.3 承認要件	3-3
1.4 事前協議	3-3
1.5 施行承認の申込方法	3-4
1.6 お客さま番号につて	3-5
2 給水装置工事を申し込む場合	3-5
2.1 申込方法	3-6
3 配水小管から給水管の分岐又は撤去する工事の施行を 申し込む場合（指定事業者施行）	3-7
3.1 施行対象工事	3-7
3.2 指定事業者による配水小管からの 給水管分岐又は撤去工事の承認要件等	3-7
3.3 申込方法	3-7
3.4 道路管理者へ納付する監督事務費又は路面復旧費の納入	3-9
4 道路占用許可申請等の諸届	3-10
4.1 道路の占用	3-10
4.2 道路占用許可申請手続	3-10
4.3 工期等を変更する場合の措置	3-12
4.4 道路管理者による各企業の調整	3-12

5	道路使用許可申請手続、各企業等への諸届	3-13
5.1	道路使用許可申請手続	3-13
5.2	その他手続、連絡及び調整	3-14
5.3	工期等を変更する場合の措置	3-14
6	設計審査及び工事検査	3-16
6.1	設計審査及び工事検査を要する工事	3-16
6.2	設計審査	3-16
6.2.1	設計審査の申込方法	3-16
6.2.2	審査項目	3-17
6.2.3	設計審査時の給水管（取付・撤去）工事検査申込み	3-18
6.2.4	設計審査後の措置	3-18
6.2.5	留意事項	3-18
6.3	給水装置の構造及び材質の確認	3-18
6.3.1	政令で定める給水装置の構造及び材質の基準	3-18
6.3.2	給水装置の構造及び材質の基準に関する技術的細目	3-19
6.4	工事検査	3-19
6.4.1	指定事業者の自主検査	3-19
6.4.2	給水管（取付・撤去）工事検査の申込み	3-20
6.4.3	工事検査の申込み	3-23
6.4.4	工事記録の作成	3-26
6.4.5	留意事項	3-27
7	工事変更等の取扱い	3-27
7.1	工事内容の変更	3-27
7.2	工事の取りやめ	3-27
8	直圧直結給水の取扱い	3-28
8.1	要件	3-28
8.2	配水管最小動水圧の事前確認	3-28
8.3	設計審査及び工事検査等の取扱い	3-29
9	特例直圧給水の取扱い（試験施工）	3-29
9.1	要件	3-30
9.2	配水管最小動水圧の事前確認	3-30
9.3	設計審査、工事検査等の取扱い	3-31
9.4	既設の受水タンク以下装置から切り替える場合の取扱い	3-31
9.5	既設増圧直結給水方式から特例直圧給水方式に変更する場合の取扱い	3-31
9.6	特例直圧給水設備の設置者に対する周知	3-32
10	三階までの受水タンク以下装置を直圧直結給水に切り替える場合の取扱い（三階までの例外）	3-33
10.1	要件	3-33
10.2	配水管最小動水圧の事前確認	3-33
10.3	既設の受水タンク以下装置の事前確認に関する取扱い	3-33
10.4	設計審査、工事検査等の取扱い	3-33
11	増圧直結給水の取扱い	3-35
11.1	適用要件、配管構造等	3-35
11.2	設計審査、工事検査等の取扱い	3-35
11.3	増圧給水設備を取り替える場合の取扱い	3-36
11.4	既設特例直圧給水方式から増圧直結給水方式へ変更する場合の取扱い	3-37

11.5	既設配管を使用する場合の取扱い	3-37
11.6	増圧給水設備設置者に対する指導	3-38
12	受水タンク以下装置に関するメータ設置の取扱い	3-38
12.1	メータ設置要件	3-38
12.2	メータ設置基準	3-39
12.3	メータ設置等の申請手続	3-39
12.3.1	新たにメータを設置する場合	3-39
12.3.2	メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を 改造又は撤去する場合	3-40
12.4	メータ設置等の承認	3-41
12.5	完成図の提出	3-42
12.6	現場調査	3-42
13	増圧給水設備以下の給水装置に関するメータ設置の取扱い	3-42
13.1	メータの設置要件	3-42
13.2	メータの設置基準	3-42
13.3	メータ設置等の申請手続	3-42
13.3.1	新たにメータを設置する場合	3-43
13.3.2	メータの設置されている既設の増圧給水設備以下の 給水装置を改造又は撤去する場合	3-44
13.3.3	メータの設置されている既設の受水タンク以下装置を 改造し、増圧給水設備以下で使用する場合	3-45
13.3.4	メータの設置されている特例直圧給水の既設給水装置 に増圧給水設備を設置する場合	3-45
13.4	メータ設置等の承認	3-46
13.5	検査の実施	3-46
14	特例直圧給水の給水装置に関するメータ設置の取扱い	3-47
15	給水管更生工事に関する取扱い	3-48
15.1	要件	3-48
15.2	給水装置（直結方式）の事務手続等	3-48
15.2.1	設計審査等	3-48
15.2.2	施工上の注意点	3-49
15.2.3	一時工事用メータの設置等	3-50
15.2.4	工事完了後の構造及び材質基準の適合確認	3-50
15.2.5	通水後の確認	3-51
15.2.6	工事検査適否確認	3-51
15.3	市のメータが設置された受水タンク以下装置の事務処理等	3-52
15.3.1	設計審査等	3-52
15.3.2	施工上の注意点	3-53
15.3.3	一時工事用メータの設置等	3-53
15.3.4	工事完了後の確認	3-53
15.3.5	通水後の確認	3-53
15.3.6	工事完成後の調査等	3-54
16	住宅用スプリンクラーに関する取扱い	3-54
16.1	設計調整	3-54
16.2	提出書類及び記入方法	3-54
16.3	施工者	3-54
16.4	その他	3-54
17	私設メータ設置に関する取扱い	3-55
18	給水装置の主管部に設置する活水器及び浄水器等の取扱い	3-55
18.1	維持管理	3-55
18.2	その他	3-55
19	給水補助加圧装置に関する取扱い	3-56
19.1	設置条件	3-56
19.2	その他	3-56

20	水道直結型太陽熱利用給湯システムの取扱い	3-56
20.1	設置条件	3-56
20.2	その他	3-57
21	直結型非常用貯水槽（管）設置に関する取扱い	3-57
21.1	設置条件	3-57
21.2	その他	3-57
22	ドライ型ミスト装置の設置に関する取扱い	3-58
22.1	種類	3-58
22.2	設置条件	3-58
22.3	その他	3-58
23	受水タンク及び高置タンクに設置する非常用給水栓に関する取扱い	3-58
23.1	申請対象	3-58
23.2	申請手続	3-58
23.3	誓約事項の遵守	3-59
24	直結型循環式給湯システム設置に関する取扱い	3-59
24.1	設置条件	3-59
24.2	その他	3-60
25	その他の取扱い	3-60
25.1	施工閉栓扱いメータの取付け	3-60
25.2	給水条例第32条の2に定める確認の申込み	3-60
25.3	工事用その他一時使用を目的とした工事の申込み	3-61
25.4	共用給水装置工事の申込み	3-61
25.5	給水装置の共有	3-61
25.6	指定事業者の倒産などに伴う未完成工事の取扱い	3-63

給水装置設計・施工基準（給水装置編）

第1節 給水装置設計・施工基準

1	給水装置の基本的要件	4-1
2	給水装置の形態	4-2
3	給水装置用材料	4-4
3.1	使用材料の選定	4-4
3.2	性能基準に適合する給水装置用材料	4-4
3.3	性能基準適合の確認方法	4-4
3.4	給水装置用材料の特例	4-6
4	給水装置用材料の附属用具	4-6
	附属用具の指定等	4-6
5	給水方式の決定	4-7
5.1	給水方式の特徴	4-7
5.2	給水方式の選定上の注意点	4-8
5.3	給水上付近に与える影響の防止	4-8
6	給水装置の形態	4-9
7	給水管の口径決定	4-9
7.1	計画使用水量の決定	4-9
7.2	給水管の口径決定	4-11
8	直結給水方式	4-14
8.1	直圧直結給水方式	4-14
8.1.1	要件	4-14
8.1.2	配水管最小動水圧の事前確認	4-15
8.2	増圧直結給水方式	4-15
8.2.1	対象建物	4-15
8.2.2	配管構造等	4-15
8.2.3	増圧給水設備の設置に伴う耐圧試験	4-22
8.2.4	増圧給水設備以下の給水装置のメータ設置	4-22
8.2.5	既存建物において、既存の受水タンク以下装置を増圧給水設備 以下の給水装置として使用する場合の特例措置	4-25

9 特例直圧給水(試験施工)	4-31
9.1 要件	4-31
9.2 配水管最小動水圧の事前確認	4-31
9.3 配管構造等	4-31
9.4 増圧ポンプの設置スペース	4-32
9.5 特例直圧給水の実施に伴う耐圧試験	4-32
9.6 特例直圧給水の給水装置にメータを設置する場合	4-32
9.7 既設の受水タンク以下装置を特例直圧給水として 使用する場合の特例措置	4-33
9.8 特例直圧給水の配管例	4-33
10 三階までの受水タンク以下装置の 直圧直結給水への切替え(三階までの例外)	4-38
10.1 要件	4-38
10.2 配水管最小動水圧の事前確認	4-39
10.3 既設の受水タンク以下装置の事前確認に関する取扱い	4-39
10.4 配管構造等	4-40
10.5 三階までの例外の配管例	4-41
11 受水タンク方式	4-45
11.1 受水タンクの設置位置	4-45
11.2 受水タンクの材質	4-45
11.3 受水タンクの構造	4-45
11.4 ボールタップ設置上の注意	4-46
11.5 受水タンク以下装置の配管	4-47
11.6 受水タンク以下装置において集中給湯方式をとる場合の配管構造	4-47
11.6.1 高置タンクから給水する場合	4-47
11.6.2 ポンプ直送で給水する場合	4-48
11.6.3 バキュームブレーカ及び逆止弁の維持管理	4-48
11.7 非常用給水栓の設置及び維持管理	4-49
11.8 その他	4-49
12 給水管の分岐	4-51
12.1 分岐口径等	4-51
12.2 分岐間隔等	4-51
12.3 分岐工法	4-51
12.3.1 ステンレス製サドル付分水栓又はサドル付分水栓による分岐	4-51
12.3.2 チーズ等による分岐	4-60
12.3.3 S50形割T字管による分岐	4-62
12.3.4 耐震形割T字管による分岐	4-63
12.3.5 鋳鉄管の芯出し	4-65
12.3.6 異形管抜け出し防護	4-66
12.4 分岐工事施工上の注意	4-66
12.5 施工後の水質検査	4-66
12.5.1 給水管取り出し後の残留塩素測定	4-66
12.5.2 給水装置工事完成時の水質確認	4-67
12.6 分岐部の撤去	4-68
13 配管	4-69
13.1 給水管の選定	4-69
13.1.1 道路下に使用する給水管	4-69
13.1.2 宅地内に使用する給水管	4-71
13.2 配管口径等配管上の注意	4-75
13.2.1 配管口径	4-75
13.2.2 2階等に配管する場合の止水栓の設置	4-75
13.2.3 その他配管上の注意	4-75
13.3 給水管の埋設深さ	4-75
13.4 給水管の占用位置	4-77

13.5 曲げ配管	4-78
13.5.1 硬質塩化ビニル管及び銅管の曲げ配管	4-78
13.5.2 ステンレス鋼管の曲げ配管	4-78
13.5.3 波状ステンレス鋼管の曲げ配管	4-79
13.5.4 NS・GX形ダクティル鉄管の曲げ配管	4-80
14 仕切弁設置の取扱い	4-81
14.1 設置位置	4-81
14.2 設置位置の特例	4-81
14.3 仕切弁の取付け	4-86
14.3.1 仕切弁「A」の取付け	4-86
14.3.2 仕切弁「B」の取付け	4-87
14.3.3 GX形ソフトシール仕切弁の取付け	4-87
14.4 仕切弁（制水弁）きょうの設置	4-88
15 メータ設置の取扱い	4-96
15.1 メータ設置位置等	4-96
15.2 メータの設置基準	4-96
15.2.1 給水装置メータ設置基準	4-96
15.2.2 増圧給水設備以下の給水装置及び受水タンク以下 装置のメータ設置基準	4-101
15.2.3 受水タンク以下装置メータ設置の場合の配管構造等	4-108
15.2.4 各戸メータ設置条件	4-110
15.3 メータソケット等の設置	4-127
15.4 メータます（保温材付きメータます）及びメータ室の設置	4-133
15.5 メータの取付け	4-135
15.6 集合住宅等におけるメータ設置/規則性の確保	4-137
16 私設消火栓の設置	4-139
16.1 私設消火栓の種類等	4-139
16.2 私設消火栓の設置方法等	4-139
17 水の安全・衛生対策	4-140
17.1 他の水管及びポンプ（増圧給水設備及び 給水補助加圧装置を除く）の直結禁止	4-140
17.2 汚染防止	4-140
17.3 逆流防止	4-140
17.4 工事現場及び公園等の水飲み水栓における逆止弁の設置	4-145
17.5 破壊防止	4-145
17.6 排気措置	4-146
17.7 凍結防止	4-146
17.7.1 対象工事	4-146
17.7.2 対策箇所	4-146
17.7.3 使用材料	4-147
17.7.4 使用材料の厚さ及び材質	4-147
17.7.5 施工方法	4-147
17.8 防露措置	4-148
17.9 侵食防止	4-148
17.9.1 防食処理	4-149
17.10 振動、膨張、たわみ等に対する防護	4-155
17.10.1 道路下分岐部及び公私境界部における措置	4-155
17.10.2 公私道境界部における措置	4-157
17.10.3 公道（歩道）上にメータを設置する場合の措置	4-157
17.10.4 歩車道区分のある場合の措置	4-158
17.10.5 道路に近接したビル建築物等へ配管する場合の措置	4-159
17.10.6 開きよ等を横断する場合の措置	4-159
17.10.7 宅地内及び屋内における措置	4-160

18	特殊器具の設置に関する取扱い	4-161
18.1	湯沸器の取扱い	4-161
18.2	太陽熱温水器の取扱い	4-163
18.3	給水補助加圧装置の取扱い	4-167
18.4	活水器の取扱い	4-168
18.5	直結型非常用貯水槽（管）の取扱い	4-169
18.6	浄水器の取扱い	4-170
18.7	住宅用スプリンクラーの取扱い	4-171
18.8	冷凍機又は冷房機の設置	4-172
18.9	飲料に供されない器具の設置	4-172
18.10	最低作動水圧の確認	4-173
18.11	逆流防止装置等の取付け	4-173
18.12	ドライ型ミスト装置の取扱い	4-177
18.13	直結型循環給湯システムの取扱い	4-178
19	接合	4-179
19.1	ステンレス鋼管の接合	4-179
19.2	ライニング鋼管の接合	4-181
19.3	硬質塩化ビニル管の接合	4-184
19.4	銅管の接合	4-185
19.5	水道用ポリエチレン二層管の接合	4-186
19.6	架橋ポリエチレン管の接合	4-187
19.7	ポリブデン管の接合	4-188
19.8	ポリエチレン複合鉛管の接合	4-188
19.9	ダクタイル鋳鉄管の接合	4-189
19.9.1	メカニカル継手管の接合	4-189
19.9.2	NS形継手管の接合	4-190
19.9.3	GX形継手管の接合	4-191
19.9.4	特殊押輪継手の接合	4-195
19.9.5	フランジ継手の接合	4-195
19.9.6	ハウジング継手（ビクトリック継手）の接合	4-195
19.10	異種管の接合	4-197
19.11	接合上の注意	4-203
19.11.1	接合用材料	4-203
19.11.2	ボルト・ナットの締付等	4-203
20	土工事	4-204
20.1	配水小管埋設深度2.0m以上の標準掘削面積	4-204
20.1.1	給水管口径50mm以下	4-204
20.1.2	給水管口径75mm以上	4-206
20.2	配水小管埋設深度2.0m未満の標準掘削面積	4-208
20.2.1	給水管口径50mm以下	4-208
20.2.2	給水管口径75mm以上	4-210
20.3	浅層埋設による標準掘削面積	4-211
20.3.1	給水管口径50mm以下	4-211
20.3.2	給水管口径75mm以上	4-212
20.4	掘削幅員及び深度	4-213
20.4.1	配管工事に伴う掘削幅員	4-213
20.4.2	掘削深さ	4-213
20.5	掘削工事	4-213
20.5.1	掘削工	4-213
20.5.2	土留工	4-214
20.5.3	覆工	4-215
20.6	コンクリート擁壁抜工	4-215
20.7	敷石起し工事	4-215
20.8	コンクリートこわし工事	4-215
20.9	下水抜工事	4-215
20.10	発生土処理	4-215
20.11	埋戻し工事	4-215
20.12	復旧工事	4-216

2 1	給水管に対する明示措置	4-216
21.1	道路埋設管の明示	4-216
21.2	分岐番号標の取付	4-218
2 2	耐圧試験	4-219
2 3	通水確認及びお客さま識別標の取付け	4-221
2 4	設計図及び完成図の作成方法	4-222
2 5	凍結工法	4-245
25.1	作業に必要な器具	4-245
25.2	作業手順	4-247
25.3	作業上の注意	4-249
2 6	現場管理	4-250
26.1	通保安対策	4-250
26.2	事故防止	4-253
26.3	事故報告	4-254
26.4	現場の整理整頓	4-254
26.5	後片付け	4-254
26.6	騒音防止	4-255
2 7	工事記録写真撮影要領	4-261
27.1	適用範囲	4-261
27.2	撮影方法	4-261
27.3	写真の提出	4-262
第2節	給水装置の維持管理	
1	漏水の点検	4-265
2	器具の故障と修理	4-266
3	異常現象と対策	4-267
参考資料		
	メータ口径選定基準	4-269

書式等記入例及び作成例・給水装置工事書式等一覧表

・ 書式等記入例及び作成例	5-1
・ 給水装置工事書式等一覧表	5-14

関係法令

・ 水道法（抄）	6-1
・ 水道法施行令（抄）	6-17
・ 水道法施行規則（抄）	6-19
・ 水質基準に関する省令（抄）	6-26
・ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（抄）	6-28
・ 武蔵野市給水条例	6-35
・ 武蔵野市給水条例施行規程	6-45
・ 武蔵野市指定給水装置工事事業者規程	6-51
・ 建築基準法（抄）	6-55
・ 建築基準法施行令（抄）	6-55
・ 建設業法（抄）	6-56
・ 建設業法施行令（抄）	6-59